

加入者及び実施事業所の事業主の皆様へ  
基金規約変更のご案内

千葉県日産自動車企業年金基金

基金規約の一部を変更しましたのでご案内します。

【令和5年4月1日付の規約変更内容及び理由】

＜規約変更内容及び理由＞

附則第15条に規定する基本上乗せ標準年金額は、第56条に規定する老齢給付金の支給要件を満たしたときに給付が発生することから、附則第16条の規定にあわせて表現を統一しました。また、附則第15条の変更に伴い、変更箇所を引用している附則第20条第2項第3号も同じ内容で変更になります。

＜変更内容抜粋＞

変更後	変更前
附 則（平成29年9月1日施行）  （基本上乗せ標準年金額） 第15条 基本上乗せ標準年金額は、基本上乗せ相当年金額に、 <u>次条に規定する支給要件を満たした日の属する月</u> における年齢……以下略	附 則（平成29年9月1日施行）  （基本上乗せ標準年金額） 第15条 基本上乗せ標準年金額は、基本上乗せ相当年金額に、 <u>支給を開始した日</u> における年齢……以下略
（承継加入者老齢給付金） 第16条 承継加入者が <u>第56条に定める支給要件を満たしたときは</u> 、……以下略	（承継加入者老齢給付金） 第16条 承継加入者が <u>第56条に定める支給要件を満たしたときは</u> 、……以下略
（承継加入者遺族給付金） 第20条 略（第15条と同じ内容の変更）	（承継加入者遺族給付金） 第20条 略（第15条と同じ内容の変更）

なお、この変更により特定の誕生日の方のみ1か月の違いが生じます。

＜問い合わせ先＞

千葉県日産自動車企業年金基金

〒261-0002 千葉県千葉市美浜区新港184番地

TEL: 043-204-2308

事務長 渡辺・担当 十河